

諮問第 1 号

学童保育室の入室に関する異議申立てについて

学童保育室の入室に関し、XXXXXXXXXX ほか 8 人から次のとおり行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づく異議申立てがあったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 4 第 4 項の規定により諮問する。

平成 17 年 6 月 7 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

記

1 異議申立人の数及び異議申立ての件数

異議申立人 9 人

異議申立件数 9 件

2 異議申立人の住所、氏名及び申立ての年月日

別紙異議申立人名簿記載のとおり

3 異議申立ての趣旨

足立区長が平成 17 年 3 月 10 日付で異議申立人に対してした学童保育室入室不承認処分の取消しを求める。

4 異議申立ての理由

別紙異議申立ての理由に記載のとおり

異議申立人名簿

	住 所	氏 名	異議申立て年月日
1	[REDACTED]	[REDACTED]	平成17年3月11日
2			平成17年3月14日
3			平成17年3月15日
4			平成17年3月21日
5			平成17年3月23日
6			平成17年3月23日
7			平成17年4月9日
8			平成17年5月6日
9			平成17年5月8日

異議申立ての理由

- 1 入室不承認となった児童は、小学校3年生以下で、かつ、保護者が就労等により、授業終了後保護育成に欠ける状態である。このような児童を一人にしておくことは危険が多く不安である。過員を理由とした入室不承認決定は不当であり、また、学童保育室入室承認基準指数の認定の仕方についても納得がいかない。
- 2 したがって、入室不承認決定は、足立区立学童保育室条例第1条に規定する「家庭保育等に恵まれない児童を保育し、正しい生活習慣の指導をし、児童の健全な育成を図る」という目的に著しく反し、違法にして不当なものである。
- 3 さらに、児童福祉法第1条は「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」と規定し、第6条の2に「放課後の児童の遊びと生活の場」として学童保育が位置付けられ、さらに第21条の26で市町村に「利用の促進」が義務づけられている。
- 4 しかるに、今回の決定によって不承認とされた児童が、本年4月以降、放課後の保護が保障されないことは、児童の健全な発達を危うくするばかりでなく、親の働く権利をも危うくすることになり、到底容認できるものではない。